

平成 21 年 11 月 17 日

各 位

東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
バリオセキュア・ネットワークス株式会社
代表取締役 CEO 近藤 直樹
(コード番号: 3809)
問合せ先 取締役 CFO 松井 香
(Tel: 03-5733-6360)

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日の確定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 15 日付「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下、「平成 21 年 10 月 15 日付当社リリース」といいます。)にてお知らせしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の全部の取得について、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成 21 年 12 月 28 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成 21 年 12 月 29 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 1,686 分の 1 株の割合をもって当社の A 種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 21 年 10 月 15 日付当社リリースにてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下併せて「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なお承認をいただくため、本日、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主

総会」といいます。)を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式であるA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設します。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て(自己株式を除きます。)を取得し、当社は各株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式1,686分の1株を交付いたします。この際、エー・シー・ピー・ワン・ホールディングス株式会社(以下「ACP1H」といいます。)以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 当社定款の一部変更(本完全子会社化手続のうち①及び②)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続の②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました(本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成21年10月15日付当社リリースの定款一部変更の件(1)にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同リリースの定款一部変更の件(2)にかかる変更の内容のとおりです。)

(2) 効力の発生

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本完全子会社化手続の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成21年12月29日(火)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年10月15日付当社リリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条及び本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本完全子会社化手続のうち①によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき1,686分の1株の割合をもって交付するものです（かかる割当比率による割当ての結果、ACP1H以外の株主に対して当社が交付するA種種類株式は1株未満の端数となる予定です。）。

(2) 効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成21年12月29日（火）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本完全子会社化手続の①によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき1,686分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をACP1Hに売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に100,000円（ACP1Hが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付され

る金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる日程の概要（予定）

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会開催	平成21年11月17日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成21年11月17日（火）
整理銘柄への指定	平成21年11月18日（水）
全部取得条項を付すための定款一部変更の通知公告	平成21年11月25日（水）
全部取得条項付普通株式全部の取得の基準日設定に関する通知公告	平成21年11月25日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成21年12月17日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成21年12月18日（金）
全部取得条項付普通株式全部の取得の基準日	平成21年12月28日（月）
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成21年12月29日（火）

以 上